地域雪寄せ場事業

市では、住宅密集地に空き地を所有している方のご協力により、空き地を地域の雪寄せ場として町内会に無償で貸付けした場合、固定資産税の一部を減免する「地域雪寄せ場事業」を行っています。

条件

・町内会に雪寄せ場として無償で土地を貸すこと
・町内会と使用貸借契約書を締結すること(契約書は市で用意します)
・地域住民が広く利用できる場所であること
・期間は、原則としてその年の12月から翌年3月までの4カ月間
・期間終了後は、町内会が清掃し原状復旧すること

固定資産税の減額割合…雪寄せ場部分の固定資産税の3分の1

申請方法

雪寄せ場候補地がある町内会に申し出て契約書を取り交わした上、市へ契約書を持参してください。

翌年の5月に固定資産税納税通知書が届いたら、同封する「減免申請書」に記入の上、税務課または各総合支所総合窓口係へ提出してください。

遵守事項

・雪寄せ場を示す看板は市で用意しますので、町内会で看板を設置し、適正に管理すること
・利用者は地域住民とする
・雪寄せ場の排雪は町内会で対応すること

申請期間…10月1日(木)～30日(金)

地域雪寄せ場の申請手続先

・五所川原地区　土木課　内線2617
・金木総合支所産業建設係　内線3209
・市浦総合支所産業建設係　内線4041

固定資産税の減免申請手続先

・五所川原地区　税務課　内線2224
・金木総合支所総合窓口係　内線3115
・市浦総合支所総合窓口係　内線4014

除排雪業務臨時職員募集

～平成27年度五所川原地区除排雪業務臨時職員を募集します～

募集期間…10月13日(火)～29日(木)

募集職種・人員…排雪ダンプ運転手11名程度

業務内容…除排雪に係わるすべての業務

募集要件(次の要件すべてに該当する方)

市内に居住しており健康な方／原則、大型自動車免許を有している方

雇用期間…12月14日(月)～平成28年2月29日(月)

就業時間等…原則、5時～14時15分(うち休憩1時間含む)。詳細は五所川原市臨時的任用職員管理規程による。ただし、降雪がない場合は正規職員と同様8時30分～17時15分。

賃金…日額6800円

申込書類…五所川原市除排雪業務臨時職員雇用申込書／本人の住民票／運転免許証(写)／運転記録証明書(過去1年間分)／健康診断書(3カ月以内のもの)／平成27年度分市税等納税証明書

＊申込書類等は、10月1日(木)から土木課で配布します。

採否の決定通知…選考審査終了後、11月10日(火)までに通知します。

申込先…土木課　内線2616

マイナンバー制度
10月に通知カードが送付されます

皆さん一人一人にマイナンバーをお知らせするため、10月に住民票の住所に「通知カード」を送付します。マイナンバーは、番号が漏えいし不正に使われる恐れがある場合を除き、一生変更されることはありません。

今後、様々な手続きに必要となる大切な12桁の番号が記載されたカードですので、まちがって捨てないように注意し、大切に保管してください。

＊通知カードは、簡易書留で郵送されます。

＊東日本大震災による被災者で住所地以外の居所に避難されている方、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為、児童虐待等の被害により住所地以外の居所に移動されている方、医療機関や施設等に入院・入所されていて住所地に誰も居住していない方等で、9月25日までに実際の居所を登録した方には、当該居所に通知カードが送付されます。

問…市民課　内線2312